

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月四日

上野通子

参議院議長 西岡武夫 殿

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書

いわゆる高校授業料の無償化により、私立高校に対する施設に関する施策について、以下のとおり質問する。

一　いわゆる高校授業料の無償化により、私立高校に対しては就学支援金の支給が行われている。これに伴い、これまで都道府県が単独で行つてきた私立高校への授業料減免補助が縮小されているケースが多いようだが、政府が把握している実態について明らかにされたい。特に、各都道府県は授業料減免補助予算の減額分をどこに支出しているのか、政府が把握している実態について明らかにされたい。また、国は都道府県に対し、都道府県単独の減免補助を縮小しないよう指導しているのか、明らかにされたい。

二　平成二十三年度予算概算要求で文部科学省が「授業料減免事業等支援特別経費」を増額要求したのは、一の問題に対応する意図なのか、政府の見解を明らかにされたい。

三　都道府県によつては、私立校・在校生に対し独自の助成を行い、上乗せしているところがある。私立校・在校生助成に積極的な都道府県と、消極的な都道府県によつて、施策にばらつきがあるため、私立校の教育環境に都道府県格差が生じている。こうした格差は、「教育の平等」の原則に反する恐れがあると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、格差是正のために政府はどう対応するのか、方針を明

らかにされたい。

右質問する。